

□小規模事業者事業継続支援金 実施概要

1 支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している町内小規模事業者を支援するため、国の提唱する「新しい生活様式」を実践するなど感染リスクを低減する自主的な取組みを行いつつ事業の継続に努めるこれら小規模事業者を対象に町が支援金を給付し、事業者の事業の継続を図り、地域経済の活性化に資するものとする。

■給付対象事業者等

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条第1項に規定する「小規模事業者」を給付対象とする。

※「土幌町事業・雇用継続支援金」又は「土幌町観光拠点施設雇用継続支援金」の給付を受けた事業者を除く。

【小規模事業者の定義】

業務分類	常時使用する従業員の数 (代表者、役員、パートを除く)
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

【給付対象となる事業者】

支援金の給付対象となる事業者	支援金の給付対象外となる事業者
土幌町内に主たる事業所が所在している事業者が対象 ・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合、協業組合) ・個人事業主の商工業者 ・以下の条件を満たした特定非営利活動法人 (1) 法人税法上の収益事業を行っていること (2) 認定特定非営利活動法人でないこと	・医業又は歯科医業を営む者 ・主たる事業収入が農業収入である個人農業者及び農業法人 ・協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く） ・一般財団法人、公益財団法人 ・一般社団法人、公益社団法人 ・医療法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人 ・任意団体 等

■給付額等

※給付は一事業者につき一回限りとする。

支援金の給付要件	支援金の給付額
事業者が営む事業の売上高が、令和2年3月から同年9月までの任意の1箇月の内、前年同月比で20%以上50%未満減少した場合	100,000円
事業者が営む事業の売上高が、令和2年3月から同年9月までの任意の1箇月の内、前年同月比で50%以上減少した場合	200,000円

備考 事業者が営む事業の売上高については、新型コロナウイルス感染症対策として国や北海道から支給される支援金等の現金給付を除いて算定する。

■事業の継続

支援金を給付する事業者は、やむを得ない事情である場合を除き、事業の継続に努めることとする。

■感染リスクを低減する自主的な取組み

支援金を給付する事業者は、新型コロナウイルスの拡大防止のため、国の提唱する「新しい生活様式」を実践するなど感染リスクを低減する取組みに継続的に努めることとする。

2 申請手続き

■申請受付期間

令和2年6月15日（月）～令和2年11月30日（月）

■申請方法

① 郵送 ② 持参

■申請に必要な書類

① 支援金給付申請書

② 給付対象月の売上高が確認できる書類

(例) 売上台帳、帳面その他の給付対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類の写しのほか、給付対象月の属する事業年度の直前の事業年度の給付対象月の売上高が確認できる書類（決算書、確定申告書別表一、法人事業概況説明書等）等

③ 振込先の通帳写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

④ 身分証明書（個人事業主の場合）

⑤ 委任状（代理申請の場合）

3 今後の流れ

■支援金の給付 6月下旬～（予定）

問い合わせ先（平日 8:30～17:15）

士幌町役場 産業振興課 産業振興グループ（商工観光労働担当）

電話番号 01564-5-5213